

周南市議会の個人情報保護に関する条例施行規程

〔令和5年4月1日〕
〔議会規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年周南市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保

護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第4条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
(電磁的方法)

第5条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第6条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第6号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第6号の議長が定める数は、100人とする。

8 条例第17条第2項第8号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 条例第17条第2項第1号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして、次に掲げるもの

ア 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（(ア)に掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(ア) 執行機関の職員又は当該職員であつた者

(イ) 条例第17条第2項第1号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

イ 条例第17条第2項第1号に規定する者及びアの(ア)又は(イ)に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

(2) 条例第17条第2項第7号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

(開示請求書)

第8条 条例第19条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第9条 開示請求をしようとする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前

30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定等通知書)

第11条 条例第24条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第24条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)

(2) 条例第24条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第3号)

(開示決定等期限延長通知書)

第12条 条例第25条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第4号)によるものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第13条 条例第26条第1項の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第5号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規

定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第27条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）（別記様式第6号）によるものとする。

4 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第2項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

5 条例第27条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、第三者意見照会書（条例第27条第2項適用）（別記様式第7号）によるものとする。

6 条例第27条第1項又は第2項の規定による第三者の意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第8号）を提出して行うものとする。

7 条例第27条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第9号）によるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第15条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法であって、議会が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法であって、議会が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ 写真等を表示する画像データを日本産業規格A列3番（以下「A3判」とい

う。)以下の大きさの用紙に出力したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法であって、議会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ A3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

エ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写し等の交付及び送付に要する費用)

第17条 条例第30条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写し等の交付に要する費用は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 文書又は図画についての写し(A3判までの大きさのもの)の交付 1枚につき白黒のものにあっては10円、カラーのものにあっては50円

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第11号)によるものとする。

(訂正請求における本人確認手続)

第19条 第9条の規定は、条例第32条第2項の本人確認手続について準用する。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項又は第2項の規定による訂正決定等に係る通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第34条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第12号)

(2) 条例第34条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報訂正不承認決定通知書(別記様式第13号)

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記様式第14号)によるものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第15号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、保有個人情報の訂正に関する決定通知書(別記様式第16号)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第17号)によるものとする。

(利用停止請求における本人確認手続)

第25条 第9条の規定は、条例第39条第2項の本人確認手続について準用する。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等に係る通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第41条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第18号)

(2) 条例第41条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用停止不承認決定通知書(別記様式第19号)

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 27 条 条例第42条第 2 項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第20号）とする。
（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第 28 条 条例第43条第 1 項の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第21号）とする。
（諮問をした旨の通知書）

第 29 条 条例第45条第 3 項の規定による諮問した旨の通知は、諮問通知書（別記様式第22号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（周南市議会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 周南市議会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成16年4月1日議会規程第 8 号）は、廃止する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 周南市議会議長

請求者 住所又は居所

ふりがな
氏名 _____
電話番号 () _____

周南市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求をする保有個人情報の本人の住所氏名及び請求者の区分	住所氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人)
開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)	ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日 イ 写し等の送付を希望する。	
開示を請求する保有個人情報の内容 (具体的に特定してください。)		

注 意

- 1 項目ごとに必要事項を記入してください。以下の事務局処理欄は記入しないでください。
- 2 請求に際しては、運転免許証など請求者本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2に定める書類のほか、次の書類の提出又は提示が必要です。
 - (1) 法定代理人の場合
戸籍謄本、登記事項証明書など代理人の資格を確認するために必要な書類
 - (2) 任意代理人の場合
委任状（実印の押印及び印鑑登録証明書の添付がない場合は、委任者の運転免許証など本人に対し一に限り発行される書類の写し等を添付してください。）

事務局処理欄	請求者及び本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	代理人の確認	<input type="checkbox"/> 親権者又は成年後見人であることを明らかにする書類 ・住民票、戸籍謄本 ・家庭裁判所、法務局等の証明書 <input type="checkbox"/> 委任状（本人の委任による代理人の場合のみ） ・その他 ()	
	受付年月日	担当課名	保有個人情報の件名
年 月 日			

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

- 2 不開示とした部分とその理由 (部分開示の場合)

--

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告 (この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。) として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

開示の実施方法等	
開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
開示の実施に必要な費用	円 内訳：
備考	

注 意

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考欄に記載されている書類を提示してください。
- 3 当日ご都合が悪い場合は、事前にその旨を本件連絡先までご連絡ください。

本件連絡先	議会事務局	担当	電話：	F A X：	e-mail：
-------	-------	----	-----	--------	---------

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail :
備 考	

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定 (開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail :
備 考	

意見照会書 (条例第 2 7 条第 1 項適用)

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

周南市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 7 条第 1 項では、開示請求に係る市議会が保有する個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありましたので、当該保有個人情報の開示決定等を行うことにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先及び本件連絡先	議会事務局 担当 所在地： 〒 電 話： F A X： e-mail：
意見書の提出期限	年 月 日

注 意

- 1 この意見照会は、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第 1 9 条第 1 項の規定により開示請求があった保有個人情報について、開示決定等をする際の参考とするため行うものです。
- 2 提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

意見照会書 (条例第27条第2項適用)

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

周南市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第2項では、第三者に関する情報が含まれている市議会が保有する個人情報を開示しようとするときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

つきましては、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先及び本件連絡先	議会事務局 担当 所在地： 〒 電 話： FAX： e-mail：
意見書の提出期限	年 月 日

注 意

- この意見照会は、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により開示請求があった保有個人情報について、開示決定等をする際の参考とするため行うものです。
- 提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) 周南市議会議長

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

(ふりがな)
氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

担当者名(法人その他の団体の場合)

電話番号

年 月 日 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)の具体的理由</p>

注 意

「開示についての御意見」の欄において、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□レ点を記入してください。

また、「支障がある」場合は、「(1)支障(不利益)がある部分」及び「(2)支障(不利益)の具体的理由」を記載してください。

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会 議長

印

あなた（貴団体）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

個人情報開示請求に係る費用減額(免除)申請書

年 月 日

(宛先) 周南市長

住所又は居所

ふりがな
氏名

電話番号 ()

周南市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示請求に係る費用の減額(免除)を申請します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
減免を求める額	
減免を求める理由	(1) 生活保護法第11条第1項による扶助を受けており、費用を納付する資力がいないため。 (2) その他 ()

注 意

- 「減免を求める理由」の(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。
- 「減免を求める理由」で(1)に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書類を、この申請書に添えて提出してください。
- 「減免を求める理由」で(2)に○を付した場合は、その具体的な理由を明記し、当該事実を証明する書類を、この申請書に添えて提出してください。

市処理欄

上記申請について、(承認 ・ 否認) します。

減免額 (承認する場合)	円
否認の理由 (否認する場合)	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 周南市議会議長

住所又は居所

ふりがな
氏名 _____
電話番号 () _____

周南市議会の個人情報の保護に関する条例第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人)

注 意

- 項目ごとに必要事項を記入してください。以下の事務局処理欄は記入しないでください。
- 請求に際しては、運転免許証など請求者本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 代理人が請求する場合には、2に定める書類のほか、次の書類の提出又は提示が必要です。
 - 法定代理人の場合
戸籍謄本、登記事項証明書など代理人の資格を確認するために必要な書類
 - 任意代理人の場合
委任状（実印の押印及び印鑑登録証明書の添付がない場合は、委任者の運転免許証など本人に対し一に限り発行される書類の写し等を添付してください。）

事務局処理欄	請求者及び本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	代理人の確認	<input type="checkbox"/> 親権者又は成年後見人であることを明らかにする書類 ・住民票、戸籍謄本 ・家庭裁判所、法務局等の証明書 <input type="checkbox"/> 委任状（本人の委任による代理人の場合のみ） ・その他 ()
	受付年月日 年 月 日	担当課名

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail:

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会 議長

回

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

保有個人情報の訂正に関する決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同法第37条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail:
備 考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 周南市議会議長

住所又は居所

ふりがな
氏名

電話番号

周南市議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
訂正請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人)

注 意

- 1 項目ごとに必要事項を記入してください。以下の事務局処理欄は記入しないでください。
- 2 請求に際しては、運転免許証など請求者本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2に定める書類のほか、次の書類の提出又は提示が必要です。
 - (1) 法定代理人の場合
戸籍謄本、登記事項証明書など代理人の資格を確認するために必要な書類
 - (2) 任意代理人の場合
委任状（実印の押印及び印鑑登録証明書の添付がない場合は、委任者の運転免許証など本人に対し一に限り発行される書類の写し等を添付してください。）

事務局処理欄	請求者及び本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	代理人の確認	<input type="checkbox"/> 親権者又は成年後見人であることを明らかにする書類 ・住民票、戸籍謄本 ・家庭裁判所、法務局等の証明書 <input type="checkbox"/> 委任状（本人の委任による代理人の場合のみ） ・その他 ()
	受付年月日 年 月 日	担当課名

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会 議長

回

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail :
備 考	

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話 : F A X : e-mail:
備 考	

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市議会を被告（この場合において当該訴訟において周南市議会を代表する者は、周南市議会議長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日又は審査請求を行った場合にその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

回

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

周南市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規 定（利用停止決定等の期 限の特例）を適用する理 由	
利用停止決定等をする期 限	年 月 日
本件連絡先	議会事務局 担当 電 話： F A X： e-mail：
備 考	

諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

周 南 市 議 会 議 長

印

年 月 日付け 第 号の保有個人情報の開示・訂正・利用停止決定等に対する審査請求について、下記のとおり周南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、周南市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第3項の規定により通知します。

記

請 求 区 分	<input type="checkbox"/> 開示請求 <input type="checkbox"/> 訂正請求 <input type="checkbox"/> 利用停止請求	
審 査 請 求 の 対 象 と な っ た 決 定 等	審 査 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
	決 定 等 の 区 分	
審 査 請 求 を 行 っ た 日		
審 査 請 求 の 内 容		
諮 問 を し た 日		
本 件 連 絡 先	議 会 事 務 局 担 当 電 話 : F A X : e-mail:	